
第9章 活用

9-1 活用の方向性

本章では、第6章で示した課題や第7章で示した活用の基本方針に則した方向性について整理する。

史跡の活用は、これまでも現地見学会や講演会、シンポジウム、出前講座などの開催、各所での展示、パンフレット配布などにより周知・広報を実施している。

一方で、現地は平坦な畑地が多く、史跡を特徴づける視対象物も少ないため、史跡の価値を十分に理解・体験できる活用の取り組みが課題となっている。

今後の史跡の活用は、これまでの活動を引き継ぐとともに、前章で示した史跡の保存を適切に行い、そのうえで史跡が有する本質的価値を顕在化し高めていくことが必要である。また、本質的な価値や多様な魅力を広く伝え、学びの場、市民交流の場とし、さらに多面的な魅力を持つ地域資源として、まちづくりに活用していくことも必要である。

そのためには、これら史跡の価値を活かした活用を持続的に享受できるよう各種の支援の確保や設備の設置、各方面との連携や協働体制の構築に取り組むことが求められる。

これらを踏まえ、活用の方向性を次のとおり整理する。

- **史跡の歴史的価値を学び親しむ場としての活用**

史跡の歴史的な価値や魅力を学び体験することを通じて、史跡への愛着を育む。

- **地域の歴史・文化を理解する場としての活用**

史跡周辺の遺跡や両市内に分布する文化財や文化施設、観光関連施設などと連携を図り、広域的な散策や周遊ルートを提示し、そのなかで地域の歴史や文化を深く理解する有効活用を進める。

- **地域住民などが参画する交流の場としての活用**

地域住民、市民団体、学校、企業などの参画のもとに、史跡の多様な利用や環境整備などを進め、交流の場として史跡を活用する。

- **まちづくりに資する歴史資産としての活用**

生涯学習活動などにより史跡への関心を高め、地域の付加価値を高め、人々が積極的に参画したまちづくりを図る。

- **史跡の価値や魅力の発信、拠点としての活用**

史跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や交流に活用する取り組みを進めていくため、ガイダンス施設などを含めた情報発信機能を充実させる。

9-2 活用の方法

前項に定めた5つの方向性に沿い、既に活用しているものを含め、以下のような具体的な展開を目指すこととするが、史跡の現況諸条件や公有化の現状から、整備事業を含む史跡全体の供用には長期間を有するものと思われる。そのため、ここでは短期・中期・長期に区分し、それぞれの段階での活用の方法を示す。なお、当面の短期計画は本計画策定後の5年間とし、中期計画は発掘調査成果などを踏まえた整備基本計画策定後の10年間、長期計画はそれ以降の段階を目安とする。

(1) 史跡の歴史的な価値を学び親しむ場としての活用の展開

【短期】

- 暫定的な解説板などを増設し、史跡見学の間、生涯学習、郷土学習、学校教育の間とする。
- 講座開催、史跡解明や整備のための発掘調査に伴う現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設ける。
- パネルや出土遺物などを活かした展示の間を設け、その充実を図る。
- ホームページの充実や効果的な情報媒体の作成・配布を行う。

【中期】

- 整備の進捗状況に応じて、適宜イベントや現地見学会などを実施し、史跡の価値や魅力などの情報発信を行う。
- 整備した史跡空間を活かし、体験学習の間として活用する。
- 講座開催や発掘調査・整備に伴う現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設ける。

【長期】

- 史跡隣接地に設置するガイダンス施設を拠点とした学習活動の充実を図る。
- 整備した史跡空間を活かした活用の充実を図る。
- 講座開催や史跡の解明のための発掘調査、現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設ける。

(2) 地域の歴史・文化を理解する場としての活用の展開

【短期】

- 公共施設などをはじめ、機会を捉えて、史跡と史跡の周辺遺跡について周知・広報を図る。
- 関連文化財や既存施設と連携した一帯の散策路、広域的な周遊ルートなどを設定・提案し、地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供していく。

【中期】

- 関連する文化財などの解説案内板の設置や表示内容の充実化を進め、史跡を核とする地域一帯の散策を通じた地域史・文化への理解の深化を図る。
- 短期計画から継続する一帯の散策路や広域的な周遊ルートなどの整備を図り、情報発信を促進し、地域の歴史・文化への理解を促進させ、愛着を醸成する。

【長期】

- 地域と行政の協働によるイベントなどの行事を開催する。
- 関連施設相互間の情報共有や共通イベントを開催する。

(3) 地域住民などが参画する交流の場としての活用の展開**【短期】**

- 地元住民を中心に史跡ボランティアガイドの育成を図る。
- 様々なレベルの学習機会やワークショップにより、地域住民の参画を促す。

【中期】

- 史跡のガイドボランティア活動を通じた史跡の保存・活用事業への参加を促進する。
- 地域住民や市民団体、学校、企業等と連携し、史跡の活用を進める。

【長期】

- 史跡のガイドボランティア活動の充実を図る。
- 地域住民や市民による各種行事やイベントを実施する。

(4) まちづくりに資する歴史資産としての活用の展開**【短期】**

- 史跡を活かしたまちづくりに取り組むほか、講座やシンポジウム、イベントなどで関連自治体との連携、交流を目指す。

【中期】

- 史跡を活かしたまちづくりに取り組むほか、講座やシンポジウム、イベントなどで関連自治体との連携、交流を進める。
- 史跡の体験学習などをサポートする人材育成を進める。

【長期】

- 史跡の保存と一体となったまちづくりを促進する。
- 歴史体験学習を提供する団体の発足を図る。

(5) 史跡の価値や魅力の発信、拠点としての活用の展開

【短期】

- 両市の学校教育と連携した出前講座などを継続する。
- 調査研究の成果として、対象を明確にしたわかりやすい解説案内書を作成し活用する。

【中期】

- 来訪者に史跡の価値や魅力を伝えるため、ガイド施設を設置など活用の充実を図る。
- 多言語化や音声ガイドなどによる解説機能の充実を図り、文化観光の資源として活用する。
- オンラインなどによる講座開催やICTによる多彩な史跡情報の発信を図る。

【長期】

- 両市内のみならず広く地域に向けて、史跡に関する各種テーマを題材とした講座や体験学習などを定期的で開催する。
- 官衙遺跡の保存及び活用に取り組む他の自治体との連携を強化し、情報共有や人的交流を促進する。
- 両市内の文化観光施設などのほか広く同様に整備された中宿遺跡や近隣の官衙遺跡、東山道武蔵路や郡間道路、河川交通などの古代交通路を繋いだ広域的な周遊ルートを設け、ICTの活用などを工夫し、地域の歴史や文化の魅力、地域間の歴史的交流に触れることができるよう図る。

第10章 整備

10-1 整備の方向性

史跡の整備は、史跡内の遺構・遺構面や埋蔵されている遺物の保存を前提として進めるが、同時に史跡と地域住民のつながりを維持継続できる様態とすることも重要である。

整備では、史跡周辺の遺跡や文化財、観光資源との連携も視野に入れ、地域の歴史・文化を深く理解できるよう配慮する。ただし、史跡内の土地利用などの現状から、全面的な整備に着手するまでには長期間を要するため、前章に示した活用と同様、段階的に整備を進めることとする。

これらを踏まえ、整備の方向性を次のとおり整理する。

- **史跡の保存を前提とした整備**

整備に伴う調査を継続的に行い、これまでの発掘調査・研究の成果とあわせて、史跡の恒久的な保存を図ることを前提とした整備を行う。

- **史跡の本質的な価値を顕在化し活用する整備**

幡羅郡家跡やそれと結びついた祭祀跡としての史跡の本質的な価値をわかりやすく顕在化し、活用するための整備を行う。

- **各地区の構成要素や諸条件に応じた整備**

史跡指定地内と一体的に整備を行うが、土地の諸条件に合わせて、第8章保存で示した地区区分ごとに、活用内容に即した効果的な手法による整備を進める。

- **段階的な整備**

統一的な計画を前提としつつ、公有化の進捗状況、発掘調査成果の蓄積状況などを考慮し、計画と同様、短期計画・中期計画・長期計画を立て、段階的な整備の進展を図る。

- **活用の拠点施設の整備**

史跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や市民交流に活用するため、ガイダンス機能・情報発信機能・史跡管理機能を合わせもつ活用の拠点施設の充実を図る。

10-2 整備の方法

整備にあたっては、史跡の公有化状況や前項に定めた5つの方向性を踏まえ、次のとおり具体的な展開を目指すこととする。

10-2-1 史跡指定地の整備

(1) A1地区

本地区を構成する本質的な価値を保存し、顕在化を図ることにより、学びの場とするとともに、多様な交流を図ることができる場とする。

保存に関わる整備

- 遺構の保存と今後の活用・整備を進めるための盛り土による整備
- 地形保全に必要な雨水・排水処理施設の設置
- 植栽などによる盛り土の保護

活用に関わる整備

本質的な価値の顕在化

道路跡を主軸に、その延伸方向をイメージさせるとともに、正倉院、実務官衙域などの空間区分を体感できる整備を行う。

これらの整備は、空間を区分する塀や柵などの立体的な遺構表示のほか、空間内容を表現する建物や特殊土坑などの遺構を表示（例：実物大復元による立体的な整備、遺構展示による平面的な整備）し、諸施設の構造や配置、役所での人々の営みを想像できるようにする。

また、これらの整備では、本質的な価値を損なわない手法について十分検討を行い、スマートフォンなどを情報端末とした解説システムなどの併用も視野に入れて進めることとする。

園路・広場の整備

史跡を整備するにあたっては、日常的な憩いの場や災害時などに活用できる場としての機能も持ち合わせる必要がある。そのため、史跡を構成する空間区分の一部に広場を設けるなどして、多目的な利用も可能となる整備を図る。

また、発掘調査などで確認された通路や入口などを活かした園路や、史跡内を効果的にめぐらせるための園路、その他管理用園路などを整備する。

標識・境界標・説明板・解説板・案内板などの整備

史跡には、史跡の標識・説明板・境界標を設置する。また、総合案内や史跡内の利用案内、史跡周辺の案内表示や整備した各種遺構の解説板を設置する。なお、解説板には、スマートフォンなどを情報端末とし、多言語化や広い年代層に対応した親しみやすい情報提供の仕組みを導入することも検討する。

休憩所・ベンチなどの整備

見学者など来訪に際し、休憩所やベンチなどの便益諸施設は、利用時間や人数、動線を踏まえ、適切な位置に設置する。

また、休憩所と建物遺構の復元表示とを合体させたり、植栽による修景との組み合わせを

図ったりするなど、史跡の景観と調和した選地や意匠を考慮した整備を行う。

植栽などの整備

史跡内の植栽は、見学時の緑陰、視線制御や誘導などの修景、隣接地への景観制御などを考慮したものとする。なお、導入する樹種はその場所の活用目的に合致したものとし、遺構保存に悪影響を及ぼしにくい種を選択し、必要に応じて根茎による遺構へのき損防止措置を施す。

その他安全対策施設の整備

設置する諸施設は、埼玉県バリアフリー条例に準拠したものとするが、遺構表示や整備に関しては、史跡の本質的な価値を損なわない手法を採用するよう十分な検討を行う。

史跡管理の面からは、史跡周囲の区画施設や夜間照明、遺構立体表示の防火装置、散水施設などの設置が挙げられるが、史跡の公開運営（利用時間、閉鎖空間の有無）や整備手法・管理施設のあり方も合わせて適切なあり方を検討する必要がある。

(2) A2地区

本地区を構成する本質的な価値を保存し顕在化を図るとともに、社叢林による景観を維持し、かつ地域住民の信仰や交流の場としての機能も継承していく場とする。

保存に関わる整備

- 遺構の保存と今後の活用・整備を進めるための護岸対策など
- 地形保全に必要な雨水・排水処理施設の設置
- 社叢林を維持する樹木管理

活用に関わる整備

本質的な価値の顕在化と景観保全

水辺の祭祀をイメージすることができる整備を行う。

史跡北端部の水路敷（堀）や台地縁辺を示す法面を保護し、地域住民の信仰の場としての湯殿神社境内の景観を保全するとともに、北方から水田を挟んで台地を望む景観を確保する。また、階段などによる親水空間の形成や、スマートフォンなどを情報端末とした解説システムなどの併用も視野に入れた整備を検討する。

園路・広場の整備

この地区への園路としては、神社との土地所有関係を明確にしたうえで、A1地区からの散策路を設けるとともに、台地縁辺空間という立地を体感できるよう、別府沼公園から史跡へ至る動線も考慮する必要がある。

標識・境界標・説明板・解説板・案内板などの整備

A1地区に準じる。

植栽などの整備

この地区の植栽は、湯殿神社の神聖な空間を表現するとともに、台地側と田園側の双方からのランドマークともなるものである。よって、現在の社叢林や斜面林を適切に管理し、景観保全と地形保存を図っていく。

その他安全対策施設の整備

A 1 地区に準じる。

10-2-2 史跡隣接地区の整備

史跡に隣接する各地区における遺構の保存方法については、第 8 章の 8-4 に示した。ここでは、次のように地区別の具体的な整備の展開を目指すこととする。

なお、史跡範囲外に設置することが原則であるガイダンス施設は、顕著な遺構が認められない場所または存在する遺構の重要性が相対的に低い場所、かつ自転車などによるアクセスが容易な場所を選定する必要がある、また、駐車場も同様の適所に整備することを検討する。

(1) B地区

B 1 地区

計画的な確認調査を進め、郡家に関わる重要な遺構が確認された場合、所有者などの理解及び協力を得て、追加指定などの保存措置をとり、公有化が進展した場合には、A 地区と一体的な整備を行う。また、必要に応じて、A 1 地区と統一された使用の解説板等を設置する。

B 2 地区

祭祀場の広がりや推定される範囲で、現況保全を基本とする。

B 3 地区

計画的な発掘調査を行い、郡家に関わる重要な遺構が確認された場合には、所有者などの理解及び協力を得て、追加指定・公有化を図り、A 地区と一体的な整備を目指す。

B 4 地区

郡家と密接な関わりを持つ寺院に関連する遺構や遺物が存在する。計画的な発掘調査により解明された寺院遺構については、所有者などの理解及び協力を得て、適切な保存措置をとることを目指すとともに、発掘調査成果を解説する解説板を設置しその重要性を周知する。

(2) C地区

本地区には、郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺構が存在する。郡家関連の重要遺構が確認された場合には、所有者などの理解及び協力を得て、適切な保存措置をとることを目指すとともに、発掘調査成果を示す解説板を設置し、史跡と関連する重要な遺構であることを周知する。

10-2-3 史跡と関わる周辺の遺跡や文化財などと連携した整備

史跡から徒歩圏内の古墳、神社、寺院、城跡、公園などは、一体的な物語を紡ぐ素材として、史跡紹介とあわせたパンフレットなどを作成するほか、必要な箇所に解説板や誘導標識を設置する。

10-2-4 段階的な整備

【短期計画】

○解説板・案内板などの暫定的整備

史跡標識・境界標識を設置するとともに、史跡の解説板や案内板を仮設する。

○暫定的ガイダンス施設の整備

既存の施設を利用し、史跡の情報を発信する展示などを行う場を暫定的に設ける。

【中期計画】

○整備基本計画の策定

史跡整備の全体計画及び短・中・長期の段階的整備計画をまとめる。

○公有化した史跡の本格的整備

整備基本計画に基づき、実施設計を進め、保存整備工事を行う。計画内容の詳細は整備基本計画によるが、主に次のような整備を目指す。

想定される整備工事：敷地造成工、遺構整備工（復元工含む）、園路広場工、植栽工、便益施設工、管理施設工

○解説板・案内板などの設置

史跡の総合案内板・利用案内板・周辺遺跡等の案内板を設置する。また、整備した各種遺構には解説板を設置する。なお、これらの意匠は、史跡空間に相応しい形状・素材とし、特に多人数で見るところについては大きさなどに留意したものとする。

想定される整備工事：情報施設整備工

○拠点設備（ガイダンス施設など）の整備

史跡指定地外に、史跡への総合的理解を高めるガイダンス、かつ史跡の管理・活用の拠点ともなるガイダンス施設などを設置する。

想定される整備工事：ガイダンス施設工、管理施設工

【長期計画】

○史跡を活用したイベントの運営、見直し・改修整備

中期計画で各種整備が行われた史跡を活用した各種イベントなどの運営を進め、経過観察を踏まえ、必要に応じた見直しと改修を行う。

第11章 運営・体制の整備

11-1 運営・体制整備の方向性

史跡の適切な保存・活用を進めるための運営・体制については、管理団体である深谷市・熊谷市のほか、地域住民や所有者・地権者、関係機関などとの連携・協働が行える体制の構築・整備が必要である。史跡指定地の大半を占める畑地は、所有者・地権者の生業の場であり、湯殿神社境内地は、地域の信仰の場や心の依りどころとして、古くから地域住民により維持されてきているなど、史跡地と住民の結びつきは深い。したがって、地域住民や行政などが適切に役割分担し、史跡の保存・活用に取り組んでいくことが改めて必要となる。

また、史跡の保存・活用の内容や対象は幅広く、保存においては都市整備・土木・農林などの関係部局、活用では学校教育・生涯学習・地域振興・観光などの関係部局とも連携を図り、緊密な連絡調整を行っていくための仕組み構築も欠かせない。

さらに、史跡の活用は、まちづくりの一環として取り組むことで市民にとってより身近なものとなることから、両市の関係部局や地域住民を中心とし、広く市民や関係団体に史跡活用への参画を求め、活用の輪を広げていくことが必要である。

これらを踏まえ、運営・体制の整備の方向性を次のとおり整理する。

- **地域のコミュニケーション活動の維持を図る**

湯殿神社を介した地域住民と史跡地との関わりや畑作を通じた農業従事者と土地とのつながりを大切にした地域のコミュニケーション活動の維持を図る。

- **住民や関連団体との連携を図る**

市民や地域のNPO団体、観光協会、ボランティアなどの関連団体との連携の強化を図り、市民参加型の史跡の保存・活用・運営の体制を整えていく。

- **管理団体における管理運営体制の確立を図る**

史跡の管理運営を円滑に進めるため、両市の庁内の関係する部局間の連携、両市間の連携を密にし、情報の共有化を図る体制を構築する。

11-2 運営・体制整備の方法

11-2-1 運営の内容

ここまでに述べてきた史跡の保存・活用にかかる基本方針や方向性に対応する運営は、史跡の保存に関わる事項と公開・活用に関わる事項の2つに区分して捉えることができる。

本項では、多岐にわたる史跡の保存や活用への取組みを踏まえ、運営・体制整備の基本的な考え方を次のように整理する。

【史跡の保存に関わる事項】

- 法令に定められた各種届出及び現状変更許可申請などをはじめとする種々の事務処理
- 史跡範囲・対象などの周知及び普及啓発活動
- 史跡の内容確認及び本質的価値の明確化のための学術調査及び研究の推進
- 史跡の保存・活用などの基本方針に基づく行政指導、協議及び調整
- 指定地の除草・清掃などの日常管理、保存・活用のために設置された諸施設の保守管理
- 災害・事故発生時における緊急又は応急的措置など

【史跡の公開・活用に関わる事項】

- 見学者・来訪者への案内・説明
- 公開・活用のために設置された諸施設の更新
- 公開・活用にかかる各種の行事の立案・実施とその情報発信
- まちづくり・地域づくりの取組みに関する地域連携
- 住民やボランティアなどの活動への支援

11-2-2 運営・体制整備の基本的な考え方

地域住民と史跡指定地との結びつきの継続

現在、史跡指定地の大半は民有地であり、これらの維持管理は地権者が行い、耕作地や境内地などとして利用されている。また、史跡が二つの行政区にまたがるなどの課題もあるが、今後も、これら地域住民との連携のもと、持続可能な体制を確保しつつ、一体的な史跡の管理運営・公開・活用にかかる各種の取組みを進めていくことが必要である。

住民や関連市民団体との連携強化

史跡は、歴史学習の場、地域交流の場、観光資源として活用するほか、まちづくり・地域づくりなど多岐にわたる活用が求められ、その活動にあたっては、広く市民の参画を得ることが必要である。そのため、市民、地域のNPO団体、観光協会、ボランティアなどの関連団体などとの連携を強化し、市民参加型の体制を整え、協働の輪を広げていくことが不可欠である。

庁内体制の確立

史跡の保存は、これまで管理団体である深谷市及び熊谷市の教育委員会が主体となり、文化庁、埼玉県教育委員会及び専門的機関による指導・助言に基づいて行ってきた。各種の法的・行政的な事務のほか、史跡に対する学術調査や保存措置、史跡の保存・活用などの業務を担ってきた。

今後も、文化庁、埼玉県教育委員会及び専門的機関による指導・助言の体制を継続することが欠かせない。加えて、史跡の周辺環境の保全を含めた保存・活用・整備を円滑に実施するため、史跡の管理団体である両市の教育委員会の体制を、一層充実させるとともに、両市の庁内

関係部局の連携強化や、本計画の主旨に対する認識や情報を共有し、史跡の保存活用を推進していく場を構築する必要があり、さらに、両市間の連携強化の体制づくりも図る。

また、史跡の多面的な魅力を発信し、教育や観光などに活用するため、学校教育・生涯学習・観光関連部局や関連組織、全国各地の文化財センターなどの関連施設との連携も図る。

11-2-3 体制の段階的構築

体制づくりは、目標とする活用内容や整備状況を踏まえ、次のとおり段階的に進めていく。

表 21 段階的な体制づくり

期間	体制づくり
<p>短期計画 広報と管理体制のベースづくり</p>	<p>○文化庁、埼玉県教育委員会及び専門機関の指導・助言のもと、史跡を適切に保存する。</p> <p>○地域住民や関係団体などとの連絡・協議や情報交換の仕組みをつくる。</p> <p>○両市行政内部及び両市間において、関係部局が連携する体制を整備する。</p> <p>【体制づくりに必要な準備】</p> <p>関係団体などへの保存活用計画の周知</p> <p>両市民に向けた積極的な情報発信（市の広報誌・ホームページ・解説案内板などの利用）</p> <p>地域団体や観光関連事業への情報提供</p>
<p>中期計画 本格的整備・活用の体制づくり</p>	<p>○史跡の保存・活用を進める本格的な体制を構築する。</p> <p>○史跡の管理運営の担い手の育成・支援方法、史跡の具体的な活用計画を立案する。</p> <p>【体制づくりの柱】</p> <p>史跡の保存・活用を一元的に進める体制づくり</p> <p>市民参画による維持管理・運営管理の組織の構築</p> <p>最新の情報と史跡の魅力を恒常的にPRする仕組みの構築</p> <p>ガイダンス施設を核とした史跡保存・活用拠点の整備</p>
<p>長期計画 管理運営の推進と見直し</p>	<p>○ガイダンス施設を核とした史跡保存・活用の組織の充実・強化を図る。</p> <p>【活用展開の例】</p> <p>ボランティア活動の充実</p> <p>教育委員会自主事業の開催（学校教育や生涯学習と連携した各種講座、幡羅官衙遺跡群ガイドツアーなど）などの恒例化</p> <p>観光事業とまちづくり事業との連携事業を推進する体制の構築</p> <p>○中期計画で構築した体制を活かし、運営体制の母体とする。</p>

第12章 施策の実施計画の策定

12-1 実施すべき施策の方向性

前章までに述べた保存・活用・整備などを実現するため、今後実施すべき施策は、史跡の本質的価値の保存に関わる「保存事業」、史跡の価値を活かすための「活用事業」、史跡の保存及び活用に資する「整備事業」の3つに区分して取り組むものとする。

保存事業では、法的・行政的な事務のほか、史跡の本質的価値を保存するうえで緊急的に取り組む必要がある指定地の公有化などや、史跡の実態を解明し史跡の価値をさらに高めるための計画的な発掘調査、史跡整備に関する情報収集を目的とした発掘調査など、種々の条件に応じた施策の実施が求められる。

活用事業では、当面は新たな整備を伴わずに実施できる活用計画の策定とその具体的な取り組みに始まり、整備が進んだ状況での史跡の本格的な活用計画の策定と推進が想定される。

整備事業では、史跡を保存・管理するうえで不可欠な緊急的に実施すべき整備のほか、中・長期的な視野で保存環境の改善、活用の推進を図るために行う各種の整備がある。史跡の活用を目的とした整備については、短期的には暫定的な案内板や解説板の設置・更新・増設など軽微なものから取り組み、中・長期的には整備基本計画を策定し、史跡の有効活用に資する効果的な遺構表示などを含めた整備を実施する。

また、これらの施策に取り組むための体制については、これまでも行われてきた地域と行政との連携を軸としつつ、施策の目的や内容に応じたネットワークを広げながら、多面的な事業を展開するための体制を段階的に構築することとする。

このように実施すべき施策の実施計画の方向性を、次のとおり整理する。

- 保存・活用・整備の各事業に区分して施策を定める。
- 短期には、緊急的・即応的に実施すべき施策、中・長期には整備基本計画などを策定したうえで行うべき施策に取り組むものとする。

12-2 実施すべき主な施策

本項では、実施すべき主な施策項目を次のとおり示す。

【保存事業の主な実施項目】

- 所有者・地権者の理解及び協力を得た公有化の推進
- 必要に応じた史跡隣接地区の追加指定
- 本質的価値の新たな把握と向上、史跡整備のための情報収集を図る計画的な発掘調査
- 周知・広報計画の立案及び推進

- 保存活用計画の周知
- 関係機関との連携組織の構築
- 史跡の保護に関する協議・調整・許認可事務
- 定期的な史跡の点検
- 公有地の境界標、史跡標識の設置

【活用事業の主な実施項目】

- 出前授業や各種講座などの継続
- 学校教育や生涯学習の場と連携した計画の立案と実施
- 地域住民や市民が参画する史跡の活用策の立案と推進
- 発掘調査現地の公開による情報発信と学習の場の提供
- 目的に応じた効果的な手法を用いた史跡情報の発信
- 関係自治体・機関と連携した史跡の活用
- 観光事業とのコラボレーション

【整備事業の主な実施項目】

- 整備基本計画の策定と周知
- 情報発信装置（案内板・解説板・アプリケーションなど）の整備
- 今後定める整備基本計画に基づく、保存・整備の実施と推進
- ガイダンス施設・駐車場の設置
- 関連する遺跡・文化財とを結ぶ周遊ルートの設定

12-3 実施計画の総括表

本項では、ここまで検討した保存事業、活用事業、保存・活用に関わる整備事業、運営・体制の整備における各施策の内容について、本計画策定後の5か年を短期計画、事前の発掘調査成果などを踏まえた整備基本計画の策定後10年を中期計画、そしてそれ以降を長期計画と位置づける。次にその総括表を示す。

表 22 事業計画

事業計画	短期計画	中期計画	長期計画
【保存事業】			
調査研究	○整備のための発掘調査及び史跡の解明のための調査研究の推進と情報発信		
保存	○史跡指定地及び便益施設の用地の公有化 ○公有地の境界標、史跡標識の設置		○追加指定範囲の公有化

保存	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の価値の周知 ○保存活用計画の周知 ○保存の取扱基準に則った協議、調整、確認調査、許認可事務 ○維持管理と復旧 ○周辺環境の保全 		
	○本計画に基づく保存	○本計画の見直し	
追加指定	○史跡に関わる重要な遺構が確認された範囲の追加指定の推進		
【活用事業】			
活用	○講座や展示会、ワークショップなどの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○整備した史跡空間の活用 ○市民参加による具体的な活用計画の立案・実施 ○地元団体、商工・観光団体などと連携したイベントと情報発信 ○周遊ルートの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○活用事業の継続及び見直し ○ガイダンス施設などを中核とした周辺文化財や諸施設との連携強化
	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の周知・情報発信 ○地域の学びの場としての活用 ○他自治体との情報交流や連携した活用イベントの実施 ○学校教育・生涯学習の場としての活用 ○現地案内や発掘調査現地の公開 		
【整備事業】			
整備	<ul style="list-style-type: none"> ○解説板・案内板や展示施設などの暫定的整備 ○情報発信装置の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備基本計画及び基本・実施設計の作成及び史跡整備 ○史跡の環境整備 ○ガイダンス施設の設置 ○関連遺跡・文化財などと史跡を結ぶ周遊ルートの設定 	○調査研究成果を踏まえ、整備状況の検証及び追加整備
【運営体制の整備】			
運営体制	○地域住民や関係団体などとの連絡・協議や情報交換	○地域住民や関係団体などによる体制づくり	○地域住民や関係団体などによる体制の強化
	○両市の体制構築及び連携の強化		

第13章 経過観察

13-1 方向性

史跡を確実に保存し、有効活用するにあたっては、地域住民をはじめとする市民の協力や参加を得ながら、将来にわたり継続的に取り組むことが必要である。しかし、日常的な維持管理、史跡の公開・活用を進めていく過程で問題点が生じたり、社会情勢その他の様々な要因により、史跡を取り巻く環境が変化したりすることも予想され、そうした状況に随時適切に対応し見直しを行っていくことが欠かせない。

そのためには、実施した事業の達成状況や効果を定期的に評価し、問題点や改善点を把握することを目的とした、自己点検による経過観察が求められる。

経過観察は、保存・活用に関わる両市の関係部局や地域住民、諸団体に対して、その取り組み内容や進捗状況、成果などを聞き取り整理することとする。

こうした経過観察の結果（評価）は、次の図に示すPDCAサイクルの考え方にに基づき、その後の史跡保存・活用の円滑な実施、保存活用計画や整備基本計画の修正や改善の基礎的資料・判断材料として活かしていくものとする。

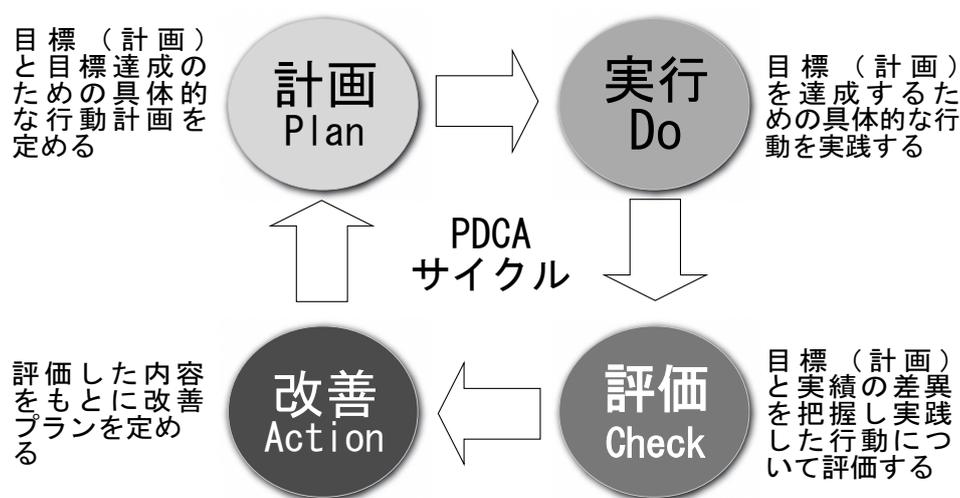


図 48 経過観察の循環イメージ

13-2 方法

上記の経過観察の循環イメージの中の評価項目については、保存、活用、整備、運営・体制の整備の各分野について、施策・事業の進捗状況、実績の点検、課題の抽出などの点検項目を定めて確認を行う。その際には、両市間の点検項目や評価基準などの統一を図り、一体性を担保していくことが必要である。

また、経過観察結果の評価は、「評価 1－現状把握及び施策・事業の実施状況の確認」、「評

価2－実施した施策・事業の妥当性及び効果の確認と評価」の2段階で行い、これを受けて、両市文化財保護審議会、史跡の保存・活用に関わる学識経験者などの意見を聴取し、それらの意見や評価を踏まえながら、「評価3－保存活用の基本理念の実現寄与に関わる評価と課題の把握」で総合的にとりまとめ、改善への取組みに活かしていくこととする。

これらの実施時期としては、短期・中期計画では5年間隔程度、長期では5年から10年以上を想定しているが、内容や実施時期等については、必要に応じて追加や変更等の見直しを行うものとする。

【評価1－現状把握及び施策・事業の実施状況の確認】

保存・活用の理念に対し、施策や事業がどの程度達成できているかを点検し確認することで、現状を把握し、改善すべき目標を明らかにする。

【評価2－実施した施策・事業の妥当性及び効果の確認と評価】

実施した施策・事業内容の妥当性、効果の有無などを項目別に確認し、次に示す指標により評価する。ただし、ここでは案とし、基本的な点検項目や指標、確認方法については、今後の整備・活用の内容や進捗状況を踏まえて詳細を定めることとする。

●保存に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

○文化財保護担当による確認・評価

●活用に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

○文化財保護担当及び関係部局による確認・評価

○史跡に関わる諸団体や地域住民による確認・評価

※整備の進捗状況に応じて、アンケート調査などを検討する。

●整備に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

※活用に関わる施策・事業の妥当性と効果の〔確認・評価の方法〕と同じ

●運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

※活用に関わる施策・事業の妥当性と効果の〔確認・評価の方法〕と同じ

【評価3－保存・活用の基本理念の実現寄与に関わる評価と課題の把握】

これまで実施した施策や事業が、本史跡の保存・活用の基本理念の実現に寄与する点の評価と課題を整理・把握する。

[確認・評価の方法]

○両市文化財保護審議会、史跡の保存・活用に関わる学識経験者による確認・評価

表 23 経過観察の点検内容

分類	主な施策	点検内容
共 通	○計画策定	整備基本計画策定の有無
	○設計業務	整備基本計画、基本及び実施設計の検討や実施状況
	○保存活用計画の見直し	施策の推進及び諸条件の変化に応じた保存活用計画の見直し
保 存	○調査研究の推進	調査計画の進捗状況と調査成果
	○追加指定や公有化	追加指定や公有化の検討、準備及び推進の状況
	○維持管理	史跡の本質的価値の保存に向けた取り組み
	○施設、植栽などの維持管理	管理計画などに基づく取り組みの状況
	○周辺環境の保全	地権者、地域住民、関連機関との合意形成や連携への取り組み状況
活 用	○史跡情報の発信	紙媒体や電子媒体、イベント、遺物や写真パネルの展示、発掘調査現場の公開などによる情報提供の取り組み状況
	○具体的な活用計画などの作成	市民参加を踏まえた史跡活用の具体策の検討や実施状況
	○史跡利用状況	史跡やガイダンス施設への来訪者数などの把握
	○市民参画と自主活動の展開	市民と連携した活用事業の内容や実施体制などの状況
	○学校教育における活用	学校教育との連携の有無
	○生涯学習における活用	講座や見学会の実施
	○関係自治体と連携した活用	講演会、遺跡めぐり、研究会、イベントなどの実施
整 備	○保存のための整備	実施状況
	○活用のための整備	実施状況
	○周辺の遺跡や関連遺産などと連携した整備	実施状況
運営体制の整備	○両市の連携、庁内の運営体制の整備	必要な人員配置や関係部局との連携、情報共有に対する取り組み状況
	○関係機関、市民、諸団体などとの連携	関係者や関係機関との連絡・協議の円滑化や課題など 解説ボランティアの組織状況
	○住民との連携強化	史跡活用への住民参画や人材育成などへの取り組み状況

参考資料

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百二十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」は、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 削除

第五条から第二十六条まで 削除

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（告示、通知及び指定書の交付）

第二十八条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

（解除）

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当である

と明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の変更）

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第三款 保護

（修理）

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があるとき、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（文化庁長官による国宝の修理等の施行）

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国に対する売渡しの申出)

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。以下同じ。)その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

4 第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

5 第一項に規定する者は、前項の期間(その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時まで)の内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

(管理団体による買取りの補助)

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を

準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四款 公開

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館(独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。)その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限って、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

5 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第五十条 第四十八条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

(所有者等による公開)

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(損失の補償)

第五十二条 第四十八条又は第五十一条第一項、第二項若しくは第三項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、文化庁長官に届け出るものとする。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第五款 調査

（保存のための調査）

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によってもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入ってその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もっぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国固有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（中略）

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないときも認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第一百三條 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（中略）

（遺失物法の適用）

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（中略）

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(中略)

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

(中略)

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百

八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に活用するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、

文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百二十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第一百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(中略)

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は喪失するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、

又は妨げた者

三 第三十二条第二項(第八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。))、第二百二十二条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。)第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなく、第二百二十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

(中略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条で準用する場合を含む。)に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条で準用する場合を含む。)の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条で準用する場合を含む。))及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。))、第九十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第九十一条又は第九十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項で準用する場合を含む。))、第五十六条第二項(第八十六条で準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第九十条第二項(第三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第九十条(第三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第百

二十条（これらの規定を第三十三条で準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。）第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）第四十三條の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。）第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）第七十三條、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十二条第二項（第六十三條第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第一百五十二条第四項（第三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

文化財保護法施行令

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）
最終改正：平成二八年一二月二六日政令第三九六号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七條の三第一項、第八十条の二及び第八十三條の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号又は掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにおいて、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十二条第一項（法第二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採

取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のために必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。（後略）

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成一二年四月二八日）

最終改正：平成二七年一二月二一日）

地方自治法（昭和二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号井から利までに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（中略）

（二） 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三） 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和五五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四） 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員との立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図

面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成二八年四月一日から適用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月一三日文化財保護委員会規則第十号)最終改正：平成二七年一月二日 文部科学省令第三六号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十 現状変更等の内容及び実施の方法
十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三 現状変更等に係る地域の地番
十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五 その他参考となるべき事項
2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二 出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添付書類等）
第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
四 現状変更等が必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
2 前項第二号の実測図及び前項第三号の写真には、現状変更等をしようにとする箇所を表示しなければならない。（終了の報告）
第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき
二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
（国の機関による現状変更等）
第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三号の規定を準用する。
2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとするときは、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 管理計画を定めた教育委員会
五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）
最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一七号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。
（中略）

（所有者変更の届出書の記載事項等）
第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
五 新所有者の氏名又は名称及び住所
六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
七 変更の年月日
八 変更の事由
九 その他参考となるべき事項
2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
（中略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
七 変更の年月日
八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
十一 滅失、き損等の事実を知った日
十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあった日から三十日以内に行わなければならない。
2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）
第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項

第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七号第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七号第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二九日文化財保護委員会規則第九号) 最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一〇号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)
第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十七号第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七号第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七号第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八号又は第二十号で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二号第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五号第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七号第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七号第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八号第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九号第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一日 文部科学省令第三〇号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第十五号第一項及び第七十二号第一項(同法第七十五号及び第九十五号第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五号第一項(法第二百二十号及び第七十二号第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。

ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、

木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五号第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五号第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五号第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用す

国指定史跡 幡羅官衙遺跡群 保存活用計画

令和3年3月31日発行

編集・発行 深谷市教育委員会
埼玉県深谷市仲町11番1号
熊谷市教育委員会
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1